

京都市告示第 6 7 8 号

京都市児童福祉センター条例（以下「条例」という。）第 1 条第 1 3 項及び第 1 4 項に規定する京都市児童療育センターについて、条例第 4 条の規定に基づき、次のとおり休所日を変更します。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

京都市長 門 川 大 作

1 施設概要

(1) 名称

京都市児童療育センター（旧相談・診療部門スペース）（愛称：なないろ）

(2) 所在地

京都市伏見区深草西浦町六丁目 6 5 番地

(3) 実施事業

条例第 2 条第 1 号に規定する事業

2 変更部分

条例第 4 条に掲げる休所日の部分

3 変更内容

土曜日を開所する

4 変更期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）